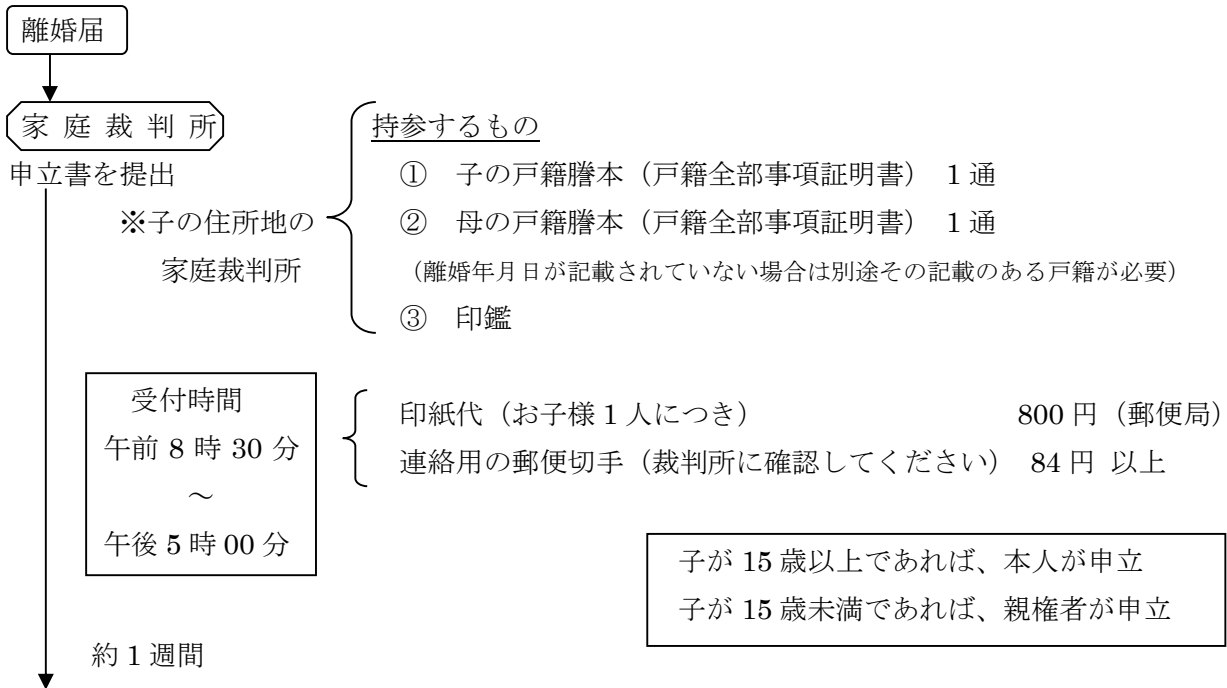


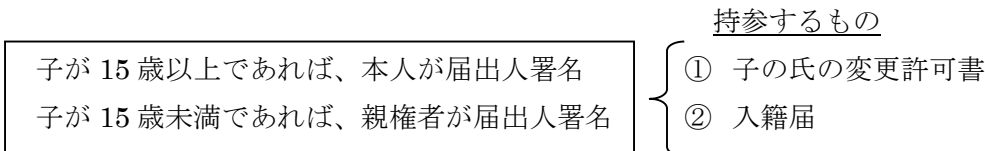
子の入籍届



裁判所より『子の氏の変更の許可書』が送付されます

許可書を持って、市役所で入籍の手続き

(入籍届に本人の署名があれば、母などの代理の方でも構いません)



津家庭裁判所 松阪支部

松阪市中央町 36 番地 1 電話 0598-51-0542

お子さんのご住所が三雲・嬉野管内の方は津家庭裁判所へ申立をしてください。

津家庭裁判所 津市中央 3 番 1 号 電話 059-226-4171

裁判所への申立書は裁判所のホームページからダウンロードできます。

裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/>

[裁判所トップページ](#) > [裁判手続の案内](#) > [家事審判の申立書](#) > ・子の氏の変更許可(15 歳以上)

> ・子の氏の変更許可(15 歳未満)